

教育委員会教育長庁達第4号

教育委員会事務局  
各教育機関

堺市教職員再任用等任用審査会規程（平成29年教育委員会教育長庁達第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

堺市教育委員会  
教育長 関 百 合 子

第2条第1号を次のように改める。

(1) 堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）第12条又は第13条第1項の規定による採用に関する事項

第3条第3項中「教育次長、」の次に「教職員人事部の所管に関する事務を掌理する」を加える。

第4条第4項中「議長」を「、議長」に改める。

第6条中「審査会」を「会議」に、「書面」を「文書」に改める。

附 則

この庁達は、令和8年4月1日から施行する。